

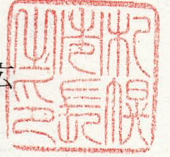
入札告示

札幌市告示第 5115 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 5 年 11 月 27 日

札幌市長 秋元克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係

電話 011-211-2976

メールアドレス：koreifukushi-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

健康寿命延伸に向けた新たな高齢者施策に係る市民対話事業運営業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「役務(一般サービス業)」、中分類「広告業」に登録されている者であること。
- (5) 札幌市内に本店若しくは支店等の所在地を有すること。
- (6) 官公庁が発注したイベント運營業務(パネル展等)若しくは市民対話事業運營業務(ワークショップや住民説明会等)を履行した実績(平成30年4月1日以降に業務を完了したものに限る。)を複数有すること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で同一の入札に参加しないこと。
- (8) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社の管財人が、他法の会社の管財人を現に兼ねている場合

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

なお、入札書等は以下の札幌市役所ホームページからダウンロードすることができる。

【URL】 <https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/shimintaiwa.html>

- (2) 入札書の受領期限

令和5年12月4日(月)15時30分(必着)

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「健康寿命延伸に向けた新たな高齢者施策に係る市民対話事業運営業務 入札書在中」の旨を記載し、上記2宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「健康寿命延伸に向けた新たな高齢者施策に係る市民対話事業運営業務 入札書在中」の旨を記載し、上記2宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札の日時及び場所

令和5年12月4日（月）16時15分

札幌市役所本庁舎3階 保健福祉局長会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。